

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]						
第1章～第14章 (略)					第1章～第14章 (略)						
料金表 通則 (略)					料金表 通則 (略)						
第1表～第7表 (略)					第1表～第7表 (略)						
別表1～別表7 (略)					別表1～別表7 (略)						
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)			地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				南・北アメリカ地方	(略)					
アジア地方	(略)				アジア地方	(略)					
フィリピン共和国					フィリピン共和国	Digitel Mobile Philippines, Inc.	2	-	A ● ★	○	
	(略)					(略)					
オセアニア地方	(略)				オセアニア地方	(略)					

ヨーロッパ地方	(略)					
	ブルガリア共和国	(略)				
		A1 Bulgaria EAD	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
アフリカ地方	(略)					
	コモロ連合	Société Nationale des Télécommunications	10	-	-	○
		(略)				
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)

ヨーロッパ地方	(略)					
	ブルガリア共和国	(略)				
		MobilTel EAD	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
アフリカ地方	(略)					
	コモロ連合	Société Nationale des Télécommunications	△10	-	-	△
		(略)				
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)

<p>アフリカ地方</p>	<p>アセンション島（７）、アルジェリア民主人民共和国（７）、アンゴラ共和国（７）、ウガンダ共和国（７）、エジプト・アラブ共和国（７）、エチオピア連邦民主共和国（７）、ガーナ共和国（７）、カーボヴェルデ共和国（７）、ガボン共和国（７）、カメルーン共和国（７）、ガンビア共和国（７）、ギニア共和国（７）、ギニアビサウ共和国（７）、ケニア共和国（７）、コートジボワール共和国（７）、コモロ連合（４）、コンゴ共和国（７）、コンゴ民主共和国（７）、サントメ・プリンシペ民主共和国（７）、ザンビア共和国（７）、シエラレオネ共和国（７）、ジブチ共和国（２）、ジンバブエ共和国（４）、スーダン共和国（７）、スワジランド王国（７）、赤道ギニア共和国（７）、セーシェル共和国（４）、セネガル共和国（７）、セントヘレナ島（７）、タンザニア連合共和国（７）、チャド共和国（７）、中央アフリカ共和国（７）、チュニジア共和国（７）、トーゴ共和国（７）、ナイジェリア連邦共和国（７）、ナミビア共和国（７）、ニジェール共和国（７）、ブルキナファソ（７）、ブルンジ共和国（７）、ベナン共和国（７）、△ボツワナ共和国（７）、△マイヨット島（７）、マダガスカル共和国（７）、マラウイ共和国（７）、マリ共和国（７）、南アフリカ共和国（７）、△南スーダン共和国（７）、モーリシャス共和国（２）、モーリタニア・イスラム共和国（７）、モザンビーク共和国（７）、モロッコ王国（７）、リビア（７）、リベリア共和国（７）、ルワンダ共和国（７）、レソト王国（７）、レユニオン島（７）</p>	<p>アフリカ地方</p>	<p>アセンション島（７）、アルジェリア民主人民共和国（７）、アンゴラ共和国（７）、ウガンダ共和国（７）、エジプト・アラブ共和国（７）、エチオピア連邦民主共和国（７）、ガーナ共和国（７）、カーボヴェルデ共和国（７）、ガボン共和国（７）、カメルーン共和国（７）、ガンビア共和国（７）、ギニア共和国（７）、ギニアビサウ共和国（７）、ケニア共和国（７）、コートジボワール共和国（７）、△コモロ連合（４）、コンゴ共和国（７）、コンゴ民主共和国（７）、サントメ・プリンシペ民主共和国（７）、ザンビア共和国（７）、シエラレオネ共和国（７）、ジブチ共和国（２）、ジンバブエ共和国（４）、スーダン共和国（７）、スワジランド王国（７）、赤道ギニア共和国（７）、セーシェル共和国（４）、セネガル共和国（７）、セントヘレナ島（７）、タンザニア連合共和国（７）、チャド共和国（７）、中央アフリカ共和国（７）、チュニジア共和国（７）、トーゴ共和国（７）、ナイジェリア連邦共和国（７）、ナミビア共和国（７）、ニジェール共和国（７）、ブルキナファソ（７）、ブルンジ共和国（７）、ベナン共和国（７）、△ボツワナ共和国（７）、△マイヨット島（７）、マダガスカル共和国（７）、マラウイ共和国（７）、マリ共和国（７）、南アフリカ共和国（７）、△南スーダン共和国（７）、モーリシャス共和国（２）、モーリタニア・イスラム共和国（７）、モザンビーク共和国（７）、モロッコ王国（７）、リビア（７）、リベリア共和国（７）、ルワンダ共和国（７）、レソト王国（７）、レユニオン島（７）</p>
<p>2（略）</p> <p>（注）（略）</p> <p>附 則（平成 30 年 6 月 21 日経企第 811 号） この改正規定は平成 30 年 7 月 1 日から実施します。 ただし、この改正規定中、コモロ連合に関する部分については、平成 30 年 7 月 2 日より実施します。</p>		<p>2（略）</p> <p>（注）（略）</p>	

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]						
第1章～第14章 (略)					第1章～第14章 (略)						
料金表 通則 (略)					料金表 通則 (略)						
第1表～第7表 (略)					第1表～第7表 (略)						
別表1～別表8 (略)					別表1～別表8 (略)						
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				南・北アメリカ地方	(略)					
アジア地方	(略)				アジア地方	(略)					
フィリピン共和国					フィリピン共和国	Digitel Mobile Philippines, Inc.	2	-	A ● ★	○	
	(略)					(略)					
オセアニア地方	(略)				オセアニア地方	(略)					

ヨーロッパ地方	(略)					
	ブルガリア共和国	(略)				
		A1 Bulgaria EAD	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
アフリカ地方	(略)					
	コモロ連合	Société Nationale des Télécommunications	10	-	-	○
		(略)				
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)

ヨーロッパ地方	(略)					
	ブルガリア共和国	(略)				
		MobilTel EAD	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
アフリカ地方	(略)					
	コモロ連合	Société Nationale des Télécommunications	△10	-	-	△
		(略)				
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)

<p>アフリカ地方</p>	<p>アセンション島（７）、アルジェリア民主人民共和国（７）、アンゴラ共和国（７）、ウガンダ共和国（７）、エジプト・アラブ共和国（７）、エチオピア連邦民主共和国（７）、ガーナ共和国（７）、カーボヴェルデ共和国（７）、ガボン共和国（７）、カメルーン共和国（７）、ガンビア共和国（７）、ギニア共和国（７）、ギニアビサウ共和国（７）、ケニア共和国（７）、コートジボワール共和国（７）、コモロ連合（４）、コンゴ共和国（７）、コンゴ民主共和国（７）、サントメ・プリンシペ民主共和国（７）、ザンビア共和国（７）、シエラレオネ共和国（７）、ジブチ共和国（２）、ジンバブエ共和国（４）、スーダン共和国（７）、スワジランド王国（７）、赤道ギニア共和国（７）、セーシェル共和国（４）、セネガル共和国（７）、セントヘレナ島（７）、タンザニア連合共和国（７）、チャド共和国（７）、中央アフリカ共和国（７）、チュニジア共和国（７）、トーゴ共和国（７）、ナイジェリア連邦共和国（７）、ナミビア共和国（７）、ニジェール共和国（７）、ブルキナファソ（７）、ブルンジ共和国（７）、ベナン共和国（７）、△ボツワナ共和国（７）、△マイヨット島（７）、マダガスカル共和国（７）、マラウイ共和国（７）、マリ共和国（７）、南アフリカ共和国（７）、△南スーダン共和国（７）、モーリシャス共和国（２）、モーリタニア・イスラム共和国（７）、モザンビーク共和国（７）、モロッコ王国（７）、リビア（７）、リベリア共和国（７）、ルワンダ共和国（７）、レソト王国（７）、レユニオン島（７）</p>	<p>アフリカ地方</p>	<p>アセンション島（７）、アルジェリア民主人民共和国（７）、アンゴラ共和国（７）、ウガンダ共和国（７）、エジプト・アラブ共和国（７）、エチオピア連邦民主共和国（７）、ガーナ共和国（７）、カーボヴェルデ共和国（７）、ガボン共和国（７）、カメルーン共和国（７）、ガンビア共和国（７）、ギニア共和国（７）、ギニアビサウ共和国（７）、ケニア共和国（７）、コートジボワール共和国（７）、△コモロ連合（４）、コンゴ共和国（７）、コンゴ民主共和国（７）、サントメ・プリンシペ民主共和国（７）、ザンビア共和国（７）、シエラレオネ共和国（７）、ジブチ共和国（２）、ジンバブエ共和国（４）、スーダン共和国（７）、スワジランド王国（７）、赤道ギニア共和国（７）、セーシェル共和国（４）、セネガル共和国（７）、セントヘレナ島（７）、タンザニア連合共和国（７）、チャド共和国（７）、中央アフリカ共和国（７）、チュニジア共和国（７）、トーゴ共和国（７）、ナイジェリア連邦共和国（７）、ナミビア共和国（７）、ニジェール共和国（７）、ブルキナファソ（７）、ブルンジ共和国（７）、ベナン共和国（７）、△ボツワナ共和国（７）、△マイヨット島（７）、マダガスカル共和国（７）、マラウイ共和国（７）、マリ共和国（７）、南アフリカ共和国（７）、△南スーダン共和国（７）、モーリシャス共和国（２）、モーリタニア・イスラム共和国（７）、モザンビーク共和国（７）、モロッコ王国（７）、リビア（７）、リベリア共和国（７）、ルワンダ共和国（７）、レソト王国（７）、レユニオン島（７）</p>
<p>2（略）</p> <p>（注）（略）</p> <p>附 則（平成 30 年 6 月 21 日経企第 811 号） この改正規定は平成 30 年 7 月 1 日から実施します。 ただし、この改正規定中、コモロ連合に関する部分については、平成 30 年 7 月 2 日より実施します。</p>		<p>2（略）</p> <p>（注）（略）</p>	

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]						
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>別表5 国際無線IPに係る外国の電気通信事業者等</p> <table border="1" data-bbox="132 454 869 592"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (平成 30 年 6 月 21 日経企第 811 号) この改正規定は平成 30 年 7 月 1 日から実施します。</p>	事業者名	(略)		<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>別表5 国際無線IPに係る外国の電気通信事業者等</p> <table border="1" data-bbox="1169 454 1906 592"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>Y5ZONE Limited</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	(略)	<u>Y5ZONE Limited</u>
事業者名							
(略)							
事業者名							
(略)							
<u>Y5ZONE Limited</u>							

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p> <p>附 則（平成30年6月21日経企第811号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成30年6月29日から実施します。 （ドコモ光新規工事料キャンペーン4の適用）</p> <p>2 この改正規定実施の日から平成30年9月30日までの間において、I P 通信網契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにI P 通信網契約を締結する場合及びサービス転用を利用して当社とI P 通信網契約を締結する場合を除きます。）した場合であって、その契約者回線の提供開始日が平成31年3月31日までの間であるときは、契約者は、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機工事費及び回線終端装置工事費の支払いを要しません。</p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p>